

令和7年12月9日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、 開催日時：令和7年12月9日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、 開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、 出席委員

1番	松岡 浩吉	2番	中川 浩志	3番	後藤 賢治
4番		5番	住吉 栄男	6番	杉田 年徳
7番	瀬井 悅老	8番	津留 孝二	9番	野尻 昭生
10番	芹口 民雄	11番		12番	篠田 晶子
13番	中川 和子	14番			

4、 欠席委員 4番 富永 安弘 14番 安藤 吉孝

5、 議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

【合意解約】 【中間管理】

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）について

第5 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンク一括方式】

6、農業委員会事務局職員

局長 欠 席
係長 今村 翔太
参事 後藤 健一

事務局	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、事務局長は、公務出張のため、総会に出席できませんので、事務局より進行をさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、令和7年度第9回高森町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>まず、4番委員、それから14番委員より、欠席届が出ております。</p> <p>よって、本日は高森町農業委員13名中11名が出席されておられます。</p> <p>農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数以上の出席を得ておりますので、総会が成立することを御報告いたします。</p> <p>それでは、会長に御挨拶をよろしくお願ひします。</p> <p>会長 皆さん、こんにちは。</p> <p>お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>また、12月3日の阿蘇郡市の農業委員研修は御苦労様でございました。</p> <p>いろいろと少し勉強になったのではないかと思います。</p> <p>また、中川委員さんには長崎にまで行っていただき、女性の農業委員の研修会に参加され、ありがとうございました。</p> <p>御苦労様でした。</p> <p>阿蘇郡の研修会のときは、非常に寒かったのですが、またここ2、3日は、非常に暖かくなつて、何かだんだんと、寒い時期が遅れてきているのか、あるいは、だんだんと暖かくなつてきているのか、そんな気がします。</p> <p>紅葉も遅くなつてきているし、何か非常に季節がおかしくなつてきているなというような気がしてならないです。</p> <p>これから12月ということで、皆さんも忙しくなつてくるかとは思います。</p> <p>農業委員としての仕事も、農家を回ったり、農地をパトロールしたり、いろんな仕事があるかとは思いますが、今年もあと何日かですけれども、体を壊さないようにしていただいて、良いお年を迎えていただきたいというふうに思います。</p> <p>では、本日もよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局 ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に移りたいと思います。</p> <p>会長に議事進行をお願ひいたします。</p>
-----	---

議長 はい。では、ただいまから議事を進行したいと思います。

では、「議第33号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和7年12月9日提出、高森町農業委員会会长 芹口民雄。

議長 はい。では議事録署名委員ということですので、今回は8番委員、9番委員にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。

では、「報告第5号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和7年12月9日提出、高森町農業委員会会长 芹口民雄。

議長 はい。では、報告ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 4ページをお開きください。

番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆です。

なお、最初の筆につきましては、面積が小さすぎて航空写真に記載されておりません。

御了承ください。

続きまして、4ページから5ページをお開きください。

番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては夫から妻への相続です。

補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、5ページから6ページをお開きください。

番号3、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、5ページから6ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、7ページから8ページをお開きください。

番号4、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、7ページから8ページの赤枠で囲ってある筆です。

7ページの一番下の筆につきましては、面積が小さすぎて航空写真に記載されておりません。

御了承ください。

説明は以上です。

議長 はい。この、あっせん希望というのは、どういうことですか。

事務局 はい。農地を貸したいとかいう希望があったら、農業委員会のあっせんを受けたいのでしたら、あっせん希望欄に《あり》と、記載してくださいということで届出を出してもらっています。

それがあるかないかです。

議長 はい。報告ということですが、何かありますか。

(複数委員) ありません。

議長 なければ、これで報告を終わりたいと思います。

次、「報告第6号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について。〔合意解約〕
【中間管理】

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和7年12月9日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。小作解約ということですので、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 10ページをお開きください。

番号 1、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意による解約です。

補足資料は、10ページの赤枠の筆です。

表示の1番目と、3番目につきましては、地籍調査前の地番で、現在は、地籍調査後の地番となっており、航空写真は地籍調査後のデータのため、記載されておりません。御了承ください。

続きまして、番号 2、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましてはこちらも双方合意の合意による解約です。

補足資料は、11ページの赤枠の筆です。

2番目の筆につきましては、こちらも地籍調査の関係で航空写真に記載されておりません。御了承ください。

続きまして、11ページをお開きください。

番号 3、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意による解約です。

補足資料は、12ページの赤枠の筆です。

今説明しました1から3につきましては、公社との解約のみです。

今回は新規契約となるため、公社との契約期間は10年契約となります。

今年は残り期間の5年目となり、新たな再契約の年となりますので、今回、地籍調査前の地番で契約すると、変更が10年間できなくなります。

地籍調査で例えば面積が変わったりとか、地番がなくなったりしても、契約が継続されてしましますので、その場合は一度解約をして、新しく契約をし直す必要があるため、番号1から3につきましては解約が上がっておりります。

続きまして、番号 4、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意による解約です。

補足資料は、13ページの赤枠の筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。何か御質問はございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。報告を終わります。

では、「報告第7号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）について。【中間管理】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年12月9日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、これも報告ということで、事務局、御説明をお願いいたします。

事務局 番号1です。土地所有者が、農業公社を通して、借受人に対し、賃貸借権の設定をしており、こちらが10年契約のため、今年が5年目となる更新案件です。

土地につきましては、13ページに記載のとおりです。

補足資料は、15ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。賃貸借権設定の更新ということです。

何か御質問はございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 なければ、報告を終わります。

では、「議第34号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年12月9日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。この担当委員、7番委員、よろしくお願ひいたします。

7番委員 番号1、譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積は左記のとおりであります。

なお、備考として、売買による所有権移転です。

補足資料は、17ページから19ページです。
よろしくお願ひします。

事務局 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的にみて、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。何か御質問、審議等、何もありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。なければ、可決したいと思います。

では、番号2。5番委員、よろしくお願ひいたします。

5番委員 番号2番です。譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記面積は左記のとおりです。

その他、農地の情報は左記のとおりです。

売買による所有権移転です。

よろしくお願ひします。

事務局 先ほど、5番、住吉委員から説明がありましたが、補足資料については、20ページから24ページです。

申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的にみて、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。何か御質問等はございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。では、この件について、可決したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。では、これも可決いたします。

では、番号3、これも同地域ですので、5番委員、御説明をお願いいたします。

5番委員 謙受人、謙渡人、土地の所在地、登記面積等、この農地の情報は左記のとおりです。

売買による所有権移転です。

補足資料は、25ページ、26ページです。

よろしくお願ひします。

事務局 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的にみて、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。この件について、御質問等、御意見等ございませんか。
なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。では、この件についても可決いたします。

では、「議第35号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年12月9日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議 長 はい。では、これは9番委員、御説明をお願いいたします。

9番委員 議案書の18ページをお願いします。

農地の情報は左記のとおり、農地に農家住宅を建設したいということです。

補足資料は、28から29ページとなっております。

事務局 先ほど、9番委員から説明がありましたとおり、今回、農家住宅

を建設したいということで申請が上がっております。

個人住宅の場合ですと、面積がおおむね 500 m²、550 m²までと、面積の制限があります。

一方、農家住宅の場合は、農業倉庫だったり、トラクターなどの農業機械を収納する可能性があるということで、面積が考慮されておりまして、1,000 m²までは転用可能となります。

許可基準につきましては、申請書には事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から、一般基準について事務局としては申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等にかかる営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。農家住宅を建設したいということでございますので、何かこの件について御質問等、御意見等はございませんか。
なければ、可決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。この件について、可決いたします。

では、「議第36号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について。【中間管理・農地バンク一括方式】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年12月9日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。農地利用集積等の計画の配分案の承認ですので、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 20ページをお開きください。

番号1から4につきましては、借受者が同一のため、一括して説明いたします。

番号1の設定者、番号2の設定者、番号3の設定者、番号4の設定者は記載のとおりです。

いずれも、農業公社を通して、借受者に対し使用貸借権及び賃貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、20ページに記載のとおりです。

契約年数、契約期間は記載のとおりです。

補足資料は、31ページから34ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、20ページの番号5、21ページの番号6、7につきましても、借受者が同一のため、一括して説明いたします。

こちらは先ほど10ページと11ページの合意解約後に新たに契約しなおす案件となります。

番号5の設定者、番号6の設定者、番号7の設定者は記載のとおりです。

いずれも、農業公社を通して借受者に対し使用貸借権及び賃貸借権の設定をするものです。

土地につきましては、20ページから21ページに記載のとおりです。

契約年数、契約期間は記載のとおりです。

補足資料は、35ページから37ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。これも承認案ということで、御質問等はございませんか。
なければ、承認したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、この件については承認いたします。
以上をもちまして、今回の議案はすべて終了いたしました。
お疲れ様でした。